

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

時間外・休日労働の上限規制のポイント

1 時間外労働の上限規制

働き方改革の一環として、時間外・休日労働の上限が規定され、2019 年 4 月（中小企業は 2020 年 4 月）から適用されています。建設事業・自動車運転の業務・医師については、この上限規制の適用が 5 年間猶予されていましたが、2024 年 4 月よりこれらの業種も適用の対象となります。

2 法定労働時間

労働基準法では、労働時間は原則として、1 日 8 時間・1 週 40 時間以内とされています。

3 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合

労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
所轄労働基準監督署長への届出 が必要です。

4 時間外労働の上限

原則として・・・月 45 時間・年 360 時間

5 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合の上限

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- ・時間外労働が**年 720 時間以内**
- ・時間外労働と休日労働の合計が**月 100 時間未満**
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が全て**1 月当たり 80 時間以内**
- ・時間外労働が**月 45 時間を超える**ことができるのは、**年 6 か月**が限度

6 罰則

上記に違反した場合には、罰則（**6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金**）が科されるおそれがあります。

7 助成金

働き方改革推進支援助成金等については、下記から厚生労働省 HP をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>